

新潟県公安委員会規則第11号

新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県暴力団排除条例施行規則（平成23年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設） 第2条 条例第16条第1項第10号の規定により、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) (略)	（暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設） 第2条 条例第16条第1項第9号の規定により、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) (略)

附 則

この規則は、新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例（平成27年新潟県条例第41号）の施行の日から施行する。